令和6年8月(第2回)

奈良県葛城地区清掃事務組合議 会定例会 議録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

令和6年8月6日

第2回奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会会議録

奈良県葛城地区清掃事務組合議会

目 次

月・日			件	名		頁
8月6日	開会宣言					3
	管理者職	務代理者招 負	集あいさつ			3
	開議宣言					3
	会議録署	名議員の指々	名(疋田議員・松岡	議員)		3
	会期決定	(1日間)				3
	日程第1	管理者の過	選任について (議長	指名)		4
	日程第2	一般質問				5
	日程第3	奈良県葛均	成地区清掃事務組合	議会随意契約及び委託料	支出調査	
		特別委員会	会委員長中間報告(報告)		1 3
	日程第4	報第1号	専決処分の報告に	ついて(原案承認)		1 4
	日程第5	認第1号	令和5年度奈良県	葛城地区清掃事務組合一	般会計決算につ	
			いて(原案認定)			1 5
	日程第6	同第1号	監査委員の選任に	ついて(原案同意)		1 7
	閉会宣言					1 8

令和6年8月(第2回)奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会

日 時 令和6年8月6日(火) 午後2時開議

議事日程

- 第1 管理者の選任について
- 第2 一般質問
- 第3 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会委員長 中間報告
- 第4 報第1号 専決処分の報告について
- 第5 認第1号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計決算の認定について
- 第6 同第1号 監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 第1 日程第1 (議長指名)
- 第2 日程第2 一般質問
- 第3 日程第3 (報告・質疑)
- 第4 日程第4 (説明・質疑・討論・原案承認)
- 第5 日程第5 (説明・質疑・討論・原案認定)
- 第6 日程第6 (説明・質疑・討論・原案同意)

出席議員(20名)

	1番	JII	村	優	子	2 番	Š	藤井本			浩
	3番	柴	田	三	乃	4 種	Š	疋	田	俊	文
	5番	岡	田	康	則	6 番	Š	牧	浦	秀	俊
	7番	竹	中	亮	造	8 番	İ	谷		禎	_
	9番	青	木	義	勝	10番	İ	植	田	龍	_
1	1番	砂	原	弘	治	12番	İ	仲	本	博	文
1	3番	沖		優	子	14番	İ	松	岡	成	行
1	5番	Ш	田		裕	16番	Ė	中	谷	_	輝
1	7番	木	下	充	啓	18番	Ė	南			満
1	9番	池	田	靖	幸	20番	Š	Щ	田	秀	士

説明のため出席した者

 管理者
 東川
 裕
 副管理者
 堀内大造

 副管理者
 山村吉由
 事務局長
 中井戸開広

議場に出席した市町長

 香芝市長
 三
 橋
 和
 史
 葛城市長
 阿
 古
 和
 彦

 上牧町長
 今
 中
 富
 夫
 河合町長
 森
 川
 喜
 之

議場に出席した事務職員

 議会事務局長
 木
 下
 嘉
 敏
 書
 記
 新
 澤
 健
 嗣

 書
 記
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 財
 <t

速記者床田容子

午後2時0分開会

○議長(南満) お待たせいたしました。ただいまの出席議員数は20名で定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきます。どうか各位におかれましては、議事運営に格段のご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより令和6年8月奈良県葛城地区清掃事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長(南満) 管理者職務代理者より招集の挨拶がございます。管理者職務代理者。

○副管理者(堀内大造) 副管理者の堀内でございます。前管理者の任期満了により現在 管理者が欠員となっております。このため、規則に基づき管理者の職務代理を務めさせて いただいております。どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、本日8月議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員皆様方には公私とも何かとご多忙の折にもかかわりませずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本組合の管理運営につきまして、それぞれのお立場から特段のお力添えを 賜り厚く御礼申し上げます。現在組合運営協議会においても、香芝市の三橋和史市長が加 わり、新たな体制でスタートしております。

さて、本定例会に上程させていただいておりますのは、管理者の選任について、専決処分の報告が1件、令和5年度組合一般会計決算の認定について、議会選出監査委員の選任についての4案件でございます。

それぞれの案件につきましては、上程の都度具体的にご説明申し上げる運びとなっております。何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の招集の挨拶とさせていただきます。

○議長(南満) これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長(南満) 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により

4 番 疋田 俊文 議員

14 番 松 岡 成 行 議員

の両議員を指名いたします。ご了承願います。

会期について

○議長(南満) 次に、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。 本日の日程に入ります前に、議会運営に関する協議を行うため全員協議会を開催いたします。

○議長(南満) 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時4分再開

○議長(南満) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

○議長(南満) これより日程に入ります。

日程第1 管理者の選任について

○議長(南満) 日程第1、管理者の選任を行います。

お諮りいたします。選任の方法につきましては、議長において指名することにいたした いと存じますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

管理者に東川裕御所市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました東川裕市長を管理者に選任することにご 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) ご異議なしと認めます。よって、東川裕市長を管理者に選任することに 決しました。

ただいま管理者に選任されました東川裕市長が議場におられますので、本席から選任告 知をいたします。

管理者の就任の挨拶がございます。管理者。

○管理者(東川裕) ただいま本組合の管理者に選任いただきました御所市長の東川でございます。引き続き組合管理者の大役を仰せつかり、改めて身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、私なりに精いっぱい務めさせていただく所存でございますので、皆様方のより一層のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(南満) どうぞよろしくお願いいたします。東川市長におきましては管理者席へ 移動を願います。 日程第2 一般質問

○議長(南満) 次に、日程第2、一般質問を行います。

なお、一般質問に係る資料の配付を議長において許可しておりますことを申し添えます。

また、内容につきましては、ボリュームがございますので、管理者、事務局におかれま しては端的に答えていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、さきに通告のありました15番川田裕議員の発言を許します。15番川田裕議員。

○15番(川田裕) 議長のお許しをいただきましたので、川田が一般質問を行います。 議長のご配慮もございまして、約20分間という短い時間の中での質問になりますので 通告書には質問趣旨を詳しく書いておきましたので、またここはご覧いただきますようお 願いを申し上げます。

まず1番、地元対策事業、建て替え用地の利用についてをお聞きします。

その1番としまして、アクアセンターの建て替えの有無ということで質問に挙げさせてもらってますが、これはせんだって昨年に新協定、いわゆる20年の延長がなされるということで、このアクアセンターがあと引き続き20年稼働を目的として行われるということになりました。ところが、現在、議題にもなってましたが、この建て替え用地を今まで、少しずつですが、建て替え用地を取得していたという経緯がありまして、約2億円弱のお金を投じてその建て替え用地を買っていたということになります。ところが、ここのアクアセンターが20年の稼働延長ということになれば、この土地はもちろん不必要な土地になっていくということも考えられますので、そこで1点管理者のほうにお聞きをしたいと思います。

まず1番、この新協定による処理施設の稼働期間延長により、処理施設の建て替えの計画は消滅をしたものであるのかお聞かせください。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 川田議員のご質問にお答えをいたします。

新協定による処理施設の稼働期間延長によりまして、処理施設の建て替えの計画は消滅したのかというご質問でございました。葛城地区清掃事務組合と葛城地区自治連合会において耐用年数に応じた補修、更新を行うことで、現在の処理施設を令和25年3月末日までの稼働期限として令和5年10月2日に20年延長を合意できたことから、処理施設の建て替えの予定は消滅いたしております。

- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) ありがとうございます。

それでは、この建て替え用地っていうのは行政財産として今まで所有してたわけでありますが、この公有財産につきまして現在の公有財産の種目を明らかにされたいと思います。

○議長(南満) 局長。

- ○組合事務局長(中井戸開広) 川田議員の質問にお答えさせていただきます。 現在は行政財産であります。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) 行政財産でまだ現在用途が目的とされているということですね。ただ、行政財産であるならば、今管理者からのご答弁にもございましたが、計画はもう消滅したということでありますので、普通財産への用途廃止が必要であると思いますが、その措置の方針を示されたいと思います。
- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 建て替え予定が消滅しておりますので、速やかに用途廃止を行い、普通財産にする必要があると考えております。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) それは速やかにやっていただきたいなと思います。

それと、(2)番、奈良県葛城地区清掃事務組合と葛城地区自治連合会との協定についてお聞きをいたします。

今管理者からも、若干答弁にもございましたが、この新しい協定、合意事項は20年間延長するという代わりに御所市の行う地域活性化計画、次に聞きますが、そういったもろもろを兼ね合わせたものになっているということであります。そこで聞きたいんですが、この協定事項の事務については、組合規約第3条の表中(2)の項の規定の処理施設の管理運営に関する事務にあるか否かを示されたいと思います。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 組合と連合会の協定につきましては、処理施設の稼働延長を目的と して地元要望事項にも対応していくため、組合規約第3条の表中(2)にあります処理施 設の管理運営に関する事務ということになります。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) 共同事務としてこれは事務に該当するということですね。

次に、2番、御所市が建て替え用地において地域活性化計画の事業を行うことが新協定に基づくものであるならば、御所市から新協定事項として経費をそこに支払うということは、いわゆる組合の事務執行、この今言いました規約の第3条に、共同事務に該当するならば、御所市からそれに対してお金を支出するということになれば、地財法第9条に抵触するおそれがあると、このように考えております。その判断について見解を示されたいと思います。

- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 処理施設の建て替え用地において、新協定事項に係る事務に対しまして御所市が支出を行うということは、「地方公共団体の事務を行うために要する経費については、当該地方公共団体が全額これを負担する。」という地方財政法第9条に抵触するものと考えております。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。

○15番(川田裕) そこは認識が同じであると解釈をいたしました。

次に、3番、組合の新協定事項と御所市の地域活性化計画を共同事務的な事業と考えるならば、帰属、事務の帰属ですね、事務帰属の範囲及び地財法第28条の2の観点から、 負担区分を明らかにしなければならないと思います。その負担区分の考え方について示されたいと思います。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) このご指摘は、公共団体が異なることから、その事務帰属について 区分を明確にしておく必要があるというのは議員おっしゃるとおりでございます。例えば 建て替え用地を御所市に譲渡し、御所市の地域活性化計画を進めていく上で、組合と御所 市が地元対策費用の負担区分について協議していくことは必要であると考えております。 ただし、今の段階では御所市が主体となってやっていくべきものだというふうに私は考え ております。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) そこの負担区分は明確にされるということでよろしいんですね。
- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) しっかりと運営協議会で議論させていただいてまとめていきたいと 思います。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) 分かりました。

じゃあ次、3番に行きます。

御所市が行う地域活性化計画と組合の事務帰属による双方の公益的合意についてお聞き をいたします。

1番、御所市の地域活性化計画に協力するとの新協定の内容から、建て替え用地の譲渡 を実行するならば、譲渡条例の第3条第1項第1号の規定による建設用地の予定譲渡価 格、これをお示しいただきたいと思います。

- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 現在調査中であります。
- ○15番(川田裕) 何て。
- ○議長(南満) もう一度。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 現在調査中であります。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) 調査中ということは、今その価格の調査をされてると思うんですけ ど、大体いつぐらいまでには分かるわけですか。
- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 今の予定では今週末ぐらいには分かるというふうに聞いております。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。

○15番(川田裕) 分かりました。また調査価格が分かれば教えていただきたいと思います。

2番、次、組合及び御所市との事務帰属の観点から新協定書第1号に係る事項を共同事務的事業と捉えるならば、対象となる事業の目的やその利益、さらにはその対価利益などの相関関係を見るべきであります。地財法9条への整合性の判断から組合と御所市の公益的合意は必要と考えますが、組合の見解を示してください。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 先ほども答弁をいたしましたが、地域活性化計画を御所市単独で進めるのかあるいは、組合が御所市と共同事業として進めるのかについては、事務帰属に整合した負担区分の明確化は必要でございます。議員ご指摘のとおり、公益的合意は必要だというふうに考えております。
- ○議長(南満) 15番川田裕議員。
- ○15番(川田裕) 負担区分さえはっきり明確にされていれば、組合から御所市さんに 委託という形ももちろんできるわけですから、御所市さんが主体となってやっていただく ことも可能だと思っております。ただ、負担区分を不明確にしたままやっていくっていう ことになれば、これは地財法9条に抵触することがあると思いますので、ご留意いただき たいと思います。

次に、3番、行政事務の不安定な状態、これ今、昨年10月にいわゆる新協定が結ばれたということで、それからかなりの時間の経過が進んでいるわけですね。それから、まだその内容についても、この一般質問を行うに当たっていろいろ調査をさせていただきましたが、まだ具体的な決定した事項であるとか、そういったことがないにもかかわらず、アクアセンターに関しては今現在稼働してるということであります。非常に行政的に考えれば不安定な状態が続いていると、このように鑑みるわけですが、速やかに是正する必要があると思います。質問主意にも書いてますが、それに係る是正はいつまでに大体行われるのか、その見解を示していただきたいと思います。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 確かにおっしゃるように行政事務が不安定な状況であるというのは、議員ご指摘のとおりかと思います。ただ、この課題につきましては、地元との調整あるいは運営協議会との調整、そういったことをしっかりと明確にしていく必要があるというふうに思いますので、そういう課題ではございますけれども、できるだけ速やかに対応してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) 管理者におかれましては、地域との交渉から全ていつも管理者自らが行っていただいているっていうことには頭が下がる思いであります。こういった不安定な状態を共同事務という精神を持って、皆が協力しながら行わなければやはりこういったものの達成っていうのは難しいかと思っておりますので、そこはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次、大きな2番、かもきみの湯の大規模改修についてをお聞きいたします。

これは、今の新協定を結ぶことに関連してくるわけですが、20年間の延長ということになればかもきみの湯も、もちろんここでアクアセンターが設置されるという条件の下でこのかもきみの湯も設置されたという過去の経緯があります。当然に、あと20年間ここの地でアクアセンターが稼働するということになれば、かもきみの湯も当然に稼働をしていくと、稼働っていいますか、運営を続けていくということになるかと思います。

そこで、1点お聞きをしていきたいと思います。

まず、協定延長による施設の設置根拠、ここを確認したい。質問主意でも述べてますが、旧協定書第1号の規定が根拠となりまして、処理施設の稼働期間とかもきみの湯の運用期間は同一と解するわけですが、これは組合の見解を示されたいと思います。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 議員ご指摘のとおり、このかもきみの湯はアクアセンター建設時の 地元要望事項の一つでございます。したがいまして、アクアセンターが運営される限りか もきみの湯も同じく運営を継続していく必要があるというふうに考えております。
- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) ありがとうございます。

次は施設の状態の確認、かもきみの湯は今まで改修を都度都度繰り返されてきてるという経過もあるわけですが、聞くところによりますと、かもきみの湯のこの施設の状態が今現在著しく困難な状態にあるというふうに聞き及んでおります。中心となるエンジン部分、この部分の状態を教えていただきたいと思います。

- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) かもきみの湯は、令和2年度において、車で例えると車体に当たる建物について大規模改修を実施しております。けれども、今後20年間運営していくためにはエンジン部分に当たります配管及び機械設備等について、経年劣化のため、早い段階での大規模改修が必要であると認識しております。
- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) いずれにしてもあと20年の稼働を求めるならば、大規模改修は欠かせないと、このようなご認識だと受け止めました。

次、3番に行きますが、施設大規模改修の費用試算、これは各構成団体にとっても非常に興味のあるところであります。処理施設の20年の稼働延長とするならば、当然にかもきみの湯の施設の状態も正常化をしなければなりません。経費は組合規約第13条第1項第7号の「かもきみの湯の建設に関する経費」に該当すると思いますが、各構成団体の分担金に増額した負担を与えるものでありますから、直ちに明示する必要があると考えます。改修工事等の推計額またその工期について、今分かる範囲で示していただきたいと思います。

- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 今現在、指定管理者のほうにかもきみの湯で改修が必要

な箇所等について調査をお願いしている状況であります。推計額が分かり次第、議会のほ うに報告をさせていただきたいと思っております。

また、改修の工期につきましては、運営協議会や地元との協議も必要になりますが、現時点では前回の大規模改修と同様の9か月程度と考えております。

- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) 大体でよろしいんですが、どれぐらいの金額になりそうですか。
- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 本当にアバウトにはなりますけれども、大体4億円から 5億円ぐらいかなというふうな形では考えております。
- ○議長(南満) 15番川田議員。
- \bigcirc 15番(川田裕) かなりの金額になりますから、なるべく正確に分かり次第またご報告をいただければと思います。

次に、3番、20年後のアクアセンターの解体費用について、こちらをお聞きいたします。

これは、今管理者から説明もありましたが、新しい処理施設は建設をしない、このアクアセンターを長寿命化させて継続して稼働していくということでありました。そのためにこのアクアセンターの20年後には、それ以上例えば継続して使うことは多分無理だと思います。

そしてもう一点が、し尿の奈良県汚水処理事業広域化・共同化計画が今策定されているわけですけども、し尿の希釈水の受入れ条件、今奈良県が協議をいただいてると、管理者もそこに出席をされてやられてると聞いております。だから、先に関してはやはりこの下水に流入していくということの方法に切り替わっていくと思いますので、20年後までには十分な時間がありますので、それまでには大丈夫だと、このように考えております。

ただ、この解体費用については、今後どうしていくのかという問題はあると思います。そこを考えてみた場合、通告書の6ページの表1というところに、今現在約14億円ぐらいの経費は必要ではないかと、物価の基調的な高騰というものは含めていませんので、将来もっと高い金額になるとは思うんですが。今現在で大体推定される金額を各市町の負担割合で計算してみました。すると、この表のとおり、各市町の負担額が大体予想されるわけであります。これを例えば10年後、20年後にこのお金が要るじゃないかということで慌てて処理をしていこうと思っても、多分対応できない額になってきてると思うんですね。また、受益者負担、今現在稼働をしてそれの受益を受けてるのは今現在の市民、町民でありますので、だからやっぱりその者たちが負担するっていうのは、平等の原則なんですよね。それから考えますと、基金とかこういったものをいろいろ運用して積み立てていくとかということにならないと、この財政のこれだけの負担に対応ができないということが予想されます。

そこでまず1点目、お聞きしたいんですが、解体費用についてのこの資金計画、これは 20年後に処理施設の解体事業が必要と鑑みますが、その経費に充てる財源の資金計画、 これをまず教えていただきたいと思います。

- ○議長(南満) 局長。
- ○組合事務局長(中井戸開広) 除却費用につきましては、現在概算除却費用を計算している段階でありますので、今後どれぐらいの金額を何年で積み立てていくのかについては運営協議会での協議をお願いし、なるべく早い時期に組合議会に報告をさせていただきたいと思っております。
- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) ありがとうございます。今現在試算されてるということですね。 じゃあ次に、受益者負担の原則についてをお聞きいたします。

処理施設を除却するだけでは、交付税の対象とした起債は現在では発行できないわけですね。また、除却債という債券がありますが、これは発行が可能であっても受益者負担の原則から先の人間がそれを支払っていくということは、これはあり得ないと思っております。また、組合財産処分後には組合は解散するわけでありますので、事実上の起債発行も不可能であります。組合のまずこの受益者負担の原則についての考え方、これについて見解をお示しいただきたいと思います。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 議員がおっしゃるとおり、除却費用につきましては、我々の後世に 残すということは原則に反するものだというふうに理解をいたしております。現処理施設 の稼働により受益を受けている我々で対応していくものであるというふうに考えておりま す。
- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) ありがとうございます。管理者のご答弁のとおりだと思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

次、あと基金設置の考え、今ご説明申し上げましたとおり、処理施設のこの解体事業に係る経費の捻出は、準備基金を設置してその経費に積み立てるという、を行う財政運営が最も適切だと考えております。なぜなら、解体事業は、組合規約第13条第1項第5号の規定による負担割合とされますので、すなわち負担割合の原則から見ても処理施設の建設により現在の者が受益を受けるものであって、その負担はその受益者が負うものであります。

また、各構成団体の来年度にかけての予算編成は、早ければ10月ぐらいからヒアリングなどが開始されます。最低でもその時期には今後の資金計画は明らかにしていただかなければならない。解体事業までの期間における資金計画を策定をしていただきまして、本年10月までに臨時議会を招集して基金設置条例などを提案すべきと考えますが、組合の見解を示していただきたいと思います。

- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 先ほど議員のほうから概算で表を出していただいておりますけれど も、この金額を下回ることはないと私は考えております。したがいまして、各自治体の負

担割合っていうのは非常に大きい数字になります。それを1年でも遅れますと1年間の積立額が非常に増えていくという形でございますので、除却費用につきましては、今後の運営協議会で資金計画あるいは新たな基金設置条例等の提案について協議を重ねまして、なるべく早い時期に組合議会に提案できるよう、場合によっては臨時議会を招集させていただいて提案をさせていただきたいというふうに考えております。

- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) 運営協議会のほうでしっかりとご議論いただきたいなと思います。 これ、1点、ちょっと質問とは違うかもしれないんですが、運営協議会っていうのは、 これは傍聴できるんですか。
- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 詳しい内容は私も今即答はできませんけれども、基本的にそういう 規制は持っておりません。ただし、運営協議会という性格上、各首長さんが腹を割ってい ろんなお話をさせていただきますので、基本的に傍聴はそぐわないというふうに今の段階 では思っております。
- ○議長(南満) 15番川田議員。
- ○15番(川田裕) じゃあ、確認ができないっていうことなんですかね。運営協議会、 規約上に規定されるものでありますので原則公開ではないかと、このように考えておるん ですね。もしそれでないとするならば、そういった公開ができない旨の規定を置いていく っていうのが普通ではないかと、このように思っております。できないんですか、そこ、 もう一度回答をお願いします。
- ○議長(南満) 管理者。
- ○管理者(東川裕) 今もちょっと調べましたら、規則には載っていないようです。ただ、議事録は取っているので、これはオープンにできるかなというふうに思いますし、加えて私のほうから運営協議会でいろんな話合いがあったことについては議会等で明らかに、透明性を持ってお話をさせていただきたいというふうに思います。
- ○議長(南満) そろそろ時間になりますので、最後、質問事項をまとめていただいたら と思います。15番川田議員。
- ○15番(川田裕) 分かりました。議事録はじゃあ見れるというご答弁でよろしいですね、分かりました。

これ、何でこんなことを聞くかといいますと、今まで重要事項で速やかに決めていけるもの、それと合理性な考え方を整理するもの、いろいろあると思うんですが、なぜここまで決めれることをなかなか決めれずに来てたかっていうのが不思議でならないんです。運営協議会の内容っていうのは我々は一切分からないわけでありまして、その中で誰がどのような考え方の下でこういったことに至ってるかっていう確認は、必ず必要だと思っております。今後それは、議事録を見れるということで今現在ご答弁いただきましたので、それはまた今後確認をさせていただきたいなと思います。

最後に、基金条例の設置に関しましては、10月ぐらいまでに臨時議会で提案をいただ

かないと、我々の次の予算の、我々香芝市だったら市長の予算の編成というものがございますから、これはできない理由はないと思いますので、そこは管理者によろしくお願いを申し上げておきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(南満) 以上で15番川田裕議員の一般質問を終わります。

日程第3 奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員 会委員長中間報告

○議長(南満) 次に、日程第3、奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料 支出調査特別委員会において調査中の件については、会議規則第46条第2項の規定によ り同特別委員会より中間報告を行いたいとの申出がございましたので、この際これを許し ます。川田裕委員長。

○15番(川田裕) 議長のお許しをいただきましたので、奈良県葛城地区清掃事務組合 議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

第6回奈良県葛城地区清掃事務組合議会随意契約及び委託料支出調査特別委員会は、令和6年7月22日に開催をいたしました。その議題では、1点目として特別委員会の中間答申に関する方針について、2点目として災害時の事業者との協定等について、3点目として今後の予定について、4点目としてその他の審議が行われました。

その1点目の議題である特別委員会からの中間答申に対しての東川管理者代行から説明 が行われました。まずは、3月に中間答申を受理した後の組合としての動きについてであ ります。各構成団体の首長の考え方として、運搬経費のコスト部分に対しては効果的、安 価がよいという点と、もう一点は運搬に関する安定性についての意見があるとの報告でし た。また、本来は各市町の業務であることから、構成団体の位置からアクアまでの距離が 異なり運搬経費に差異が生じることから、管理者代行の考え方としては既存の業者が替わ るとしても、組合として距離に関係なく運搬経費を案分すればよいのではないかと考えて いると報告がございました。さらに、現在の既存の業者との運搬経費の協議では、過去に キロ当たり100円の引下げはかなったもののそれ以上の価格は安価にならず、組合から 脱退した御所市の収集に対する業者では、地域協定の約束事を遵守し10トン車で運搬を しているが価格は安くなったとの報告がございました。また、組合として運搬に関する業 者の担当区域の設定に苦慮しているところもあるが、執行するのが来年度からという一つ の区切りをつけないといけないと報告がされました。また、現在まで中継基地までの収集 運搬をお願いしている地元の業者から、タンクローリー所持の有無やその台数、運搬に関 する能力の実証ができる申請書の提出を求めており、その申請書も既に提出をされている 報告もございました。また、管理者代行から、災害時のことを考えた場合、大阪や和歌山 の業者が行うよりも、地元の業者であればアドバンテージがあるとの考え方も示されまし た。最後に、各市町の中継基地からアクアまでの運搬について、業者の組合せの問題はあ るものの本年中に形をつくりたいと報告がされました。

管理者代行から報告を求めた後、各委員からの質疑を受け、主なものは、委員から合特 法の関係性についてただされ、委員長から過去の審議についての廃掃法による業としたも のと、組合自ら行う事業の違いについて解説した後、管理者代行からし尿運搬は本来各市 町で行う事務であるが、組合において委託を行っていることから解釈も複雑である旨の回 答がありました。

最後に、委員長から管理者代行に対して、12月までに一つのめどとする答弁があった ことから、速やかに12月までのスケジュールを提出することを求められ、1番の案件は 終了いたしました。

次に、2番目の案件である災害時の事業者との協定について審議がされました。まずは、管理者代行から考え方の説明を受けました。組合では災害時においても業がこなせなければならないことから、和歌山や大阪から来ていただく合理性はない、その理由から地元で完結できれば一番よいと考えると説明がありました。来年度から地元の業者がやるとなれば、災害時の協定の形になるとの回答がなされました。委員から質疑も特になく、委員長から来年度からの新しい枠組みの中で速やかに協定を結ぶよう努めるが、管理者代行の答弁である旨を伝えられ、2番目の案件は終了いたしました。

次に、3番目の予定についての案件の審議が行われました。委員長から中継基地からアクアまでの事務について、12月中には契約、その後の準備行為、来年度4月1日からスタートできる日程について、その工程表の提出を求められ、管理者代行から首長が集まる運営協議会に報告をしながら作成をするとの答弁がありました。これで3番目の案件については終了いたしました。

最後に、その議題について委員から質疑があり、それに対して管理者代行からし尿処理 について1次処理を行い、下水への流入する処理についての今後の見通しの説明がなされ、全ての案件が終了いたしました。

以上、令和6年7月22日に開催されました特別委員会委員長報告とさせていただきます。

- ○議長(南満) ただいまの報告に対しまして質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(南満) 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。 委員の皆様方におかれましては、引き続き調査をお願いいたします。

日程第4 報第1号 専決処分の報告について

○議長(南満) 次に、日程第4、報第1号専決処分の報告についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者(東川裕) ただいま上程のありました報第1号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

令和5年度補正予算(第2号)では、歳入歳出予算の総額13億7,004万6,00 0円から歳入歳出それぞれ3,526万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ13億3,478万4,000円といたしました。

これは、令和元年度から行っております当年度し尿処理実績確定に伴う分担金の精算を目的といたしております。令和5年度当初予算における分担金は、令和4年1月から12月までの前年処理量を算出基礎としておりますが、令和5年4月から令和6年3月までの当年度処理量実績が確定したことにより、不用額を全て減額し、分担金の最終金額を確定するものでございます。

なお、年度末処理であることから分担金増額となる市町が発生しないよう例年財政調整 基金からの繰入れを行い調整しているところですが、令和5年度につきましては確定処理 量での算出の結果、全ての市町が減額となりましたので、端数調整分のみ繰入れをいたし ております。

以上、専決処分の概要につきましてご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の 上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(南満) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) 質疑もないようですので、これより討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) 討論もないようですので、これより本件を採決いたします。 お諮りいたします。本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり承認することに決しました。

日程第5 認第1号 令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般会計決算の認定 について

○議長(南満) 次に、日程第5、認第1号令和5年度奈良県葛城地区清掃事務組合一般 会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者(東川裕) ただいま上程のありました認第1号令和5年度奈良県葛城地区清掃 事務組合一般会計決算の認定についてをご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により、決算の認定を仰ぐものでございます。

それでは、別冊としております歳入歳出決算書の2ページをお開き願います。 各款の説明は省略し、合計でご説明申し上げます。 まず、歳入でございます。

予算現額13億3,478万4,000円に対し、調定額13億3,492万1,62 5円、収入済額13億3,476万638円でございます。

歳入の主な内容としては、第5款繰入金でアクアセンターの維持補修費としてし尿処理施設等補修費基金から8,800万円、公園健康ロード改修工事及びかもきみの湯機械設備更新工事等の補修費として環境整備基金から2,100万9,692円を繰入れいたしております。収入未済額では16万987円となっております。御所市中継基地賃料に係る住民訴訟に要しました弁護士事務委託料のうち、原告が支払うべきと裁判所が認めた費用分で、20名中残り9名分に係るものでございます。

次に、4ページ、歳出でございます。

予算現額13億3,478万4,000円に対し、支出済額は13億3,476万638円、支出割合は99.99%となっております。令和元年度より組合市町分担金を精算するため収入済額と支出済額の同額調整を行っておりますので、歳入歳出差引き残額は0円でございます。

続きまして、歳入歳出それぞれの決算事項別明細についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、組合を組織する各市町にご負担いただくもので、11億6,184万8,000円を受け入れております。

次に、第2款財産収入では、財政調整基金積立金、補修費基金積立金及び環境整備基金 積立金の各預金利子収入を受け入れております。

次に、第3款繰越金では、前年度繰越金はありません。

次に、第4款諸収入では、銀行預金利子、三郷町をはじめとする1町2村からのし尿処分料、施設利用料などを受け入れております。

次に、10ページ、第5款繰入金では、財政調整基金より各市町の分担金の端数処理に 充当するため、990円を繰入れしております。また、し尿処理施設等補修費基金よりア クアセンターの補修費に充当するため8,800万円を、環境整備基金より公園健康ロー ド改修工事及びかもきみの湯等機械整備更新工事等に充当するため2,100万9,69 2円を繰入れしております。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

12ページをお開き願います。

まず、第1款議会費では、議員報酬28万1,000円、議会会議録等に係る費用を支出しております。

次に、第2款総務費では、第1目一般管理費で4市からの派遣職員の人件費を含む全般 的な組合管理運営費として5,212万1,207円を支出しております。

次に、14ページ、第2目かもきみの湯運営費では、第10節需用費でブロワー設備修繕料として89万8、392円を支出しております。また、第14節工事請負費では、機

械設備更新工事費として1,354万5,400円を支出しております。また、第17節備品購入費では、冷凍庫の購入費用として249万1,500円を支出しております。

次に、第3目財産管理費では、施設維持管理に係る費用を支出しております。次に、16ページ、第14節工事請負費では、公園健康ロード改修工事費として1,257万7,400円を支出しております。また、第24節積立金では、基金の預金利子収入積立金のほか、歳入第4款諸収入で受け入れましたし尿処分料の15%相当額を財政調整基金積立金として、また1億円を環境整備基金積立金として支出しております。

次に、第3款衛生費です。第1項清掃費、第2目し尿処理費では、第12節委託料においてし尿運搬投入業務委託料及びアクアセンターの複数年包括的管理業務委託に係る委託料とこれに関します監理業務等委託料等を支出しております。

次に、18ページ、第4款予備費では、派遣職員人件費負担金交付金に36万6,00 0円を充当し、残額の1,963万4,000円を補正予算で減額しております。

議案資料の2ページから7ページに決算に関します資料を記載しておりますので、ご清 覧お願いいたします。

以上、決算の概要をご説明申し上げました。どうかよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(南満) 監査委員の監査報告につきましては、お手元に配付の決算審査意見書及 び例月出納検査結果報告書をご清覧いただくことを報告に代えさせていただきたいと存じ ますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。 お諮りいたします。本件を原案どおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(南満) ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり認定することに決しました。

日程第6 同第1号 監査委員の選任について

○議長(南満) 次に、日程第6、同第1号監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者(東川裕) ただいま上程のありました同第1号監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

本組合の議会選出監査委員、川田裕氏は、令和6年8月6日をもちましてその職を辞されましたので、新たに葛城市議会議長、川村優子氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(南満) 地方自治法第117条の規定により、川村優子議員の退席をお願いいた します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) 質疑もないようですので、これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) 討論もないようでございますので、これより本件を採決いたします。 お諮りいたします。本件を原案どおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(南満) ご異議なしと認めます。よって、本件を原案どおり同意することに決しました。

川村優子議員の出席を求めます。

○議長(南満) 以上で日程は全て終了いたしましたので、これで閉会したいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

- ○議長(南満) 管理者の閉会の挨拶がございます。管理者。
- ○管理者(東川裕) 本日は大変お忙しい中、組合議会定例会にご出席をいただき、ご提案申し上げました案件につきまして慎重審議の上、各種ご決定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

皆様方には組合運営に関しまして今後とも格別のご協力をお願い申し上げますととも に、私どもも本組合発展のため誠心誠意取り組んでまいることを申し上げ、閉会の挨拶と させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(南満) これをもって本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時57分閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議会議長 南 満 ⑩

署名議員 疋田俊文 ⑩

署名議員 松岡成行 ⑩